## メガソーラー事業に係る主な関係法令

NO	関連法令	主な規制の概要	手続き	県所管課	相談窓口	
					地域	窓口
13	森林法	・ (第 10 条の 7 の 2)森林の土地の所有者となった旨の届出等	届出	農林水産部	県内全域	各市町村担当課
		新たに森林の土地の所有者となった者は、市町村長にその旨を届出		林業振興課		
		なければならない。		(023-630-2518)		
		・ (第 10 条の 8) 伐採及び伐採後の造林の届出				
		森林の立木を伐採するときは、伐採の30日前までに市町村長に届				
		出書を提出しなければならない。				
		・ (第 10 条の 2) 開発行為の許可	許可申請	農林水産部	村山地域	村山総合支庁
		保安林以外の森林において、1ha を超える開発行為をしようとす	解除申請	林業振興課		森林整備課
		る者は、知事の許可を受けなければならない。		(023-630-2529)		(023-621-8453)
		ただし、一般電気事業等においては、許可不要(連絡調整が必要)			最上地域	最上総合支庁
		となる場合もある。				森林整備課
		・ (第 27 条)保安林の解除の申請				(0233-29-1353)
		保安林内において開発行為を行う場合、解除に直接の利害関係を有			置賜地域	置賜総合支庁
		する者は、保安林の指定を解除すべき旨を書面により農林水産大臣				森林整備課
		又は県知事に申請することができる。ただし、保安林の解除にあた				(0238-26-6064)
		っては、一定の条件を満たさなければならない。			庄内地域	庄内総合支庁
						森林整備課
						(0235-66-5539)